

(証券コード1816)
平成24年6月8日

株 主 各 位

東京都港区芝浦三丁目12番8号

安藤建設株式会社

代表取締役社長 野 村 俊 明

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、来る平成24年6月27日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目12番8号
当社本店（7階会議室）
（末尾の会場案内図をご参照ください）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第95期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第95期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 当社と株式会社間組との合併契約承認の件
第2号議案 剰余金の処分の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件

以 上

1. 添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.ando-corp.co.jp/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。
2. 添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.ando-corp.co.jp/>）において、修正後の事項を記載させていただきます。
3. 合併契約及び剰余金配当の決議事項に関する開示情報は、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.ando-corp.co.jp/>）に掲載されておりますので、併せてご高覧ください。
4. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

事業報告

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災やタイでの洪水、電力不足の深刻化、円高の影響等により一時的に停滞したものの、個人消費は底堅く推移し、設備投資は持ち直しの動きが見られる等、国内の景気は全体的に緩やかな回復基調で推移しました。

建設業界におきましては、大震災の復旧・復興に向けた政府建設投資、および民間建設投資はともに緩やかな回復基調となりましたが、労務・資材費の上昇等により、引き続き厳しい経営環境となりました。

このような状況のもと、当社グループは、2011年度が最終年度となる中期経営計画「ADV（アドバリュー）2011」の施策を進めるとともに、更に、構造改革による固定費削減を始め、事業部に対する受注・技術等を統括・管理する「事業統括本部」の新設等により競争力・収益力の強化を一層進めることで業績の向上に取り組んでまいりました。また、震災からの一日も早い復興に向けて建設産業の社会的使命を果たすとともに、東北地方への支援活動に取り組んでまいりました。

その結果、当社グループの当期における連結業績は、売上高は前期比5.6%増の1,693億円、営業利益は前期比154.1%増の26億円、経常利益は前期比764.1%増の19億円、当期純利益は8億円（前期は48億円の純損失）となりました。

また、当社個別の業績につきましては、以下のとおりであります。

受注高につきましては、1,409億円と前期比0.4%増となりました。建設事業の内訳は建築工事95.3%、土木工事4.7%であり、官民別比率では官庁16.1%、民間83.9%であります。

当期の主な受注工事は、トッパン・フォームズ株式会社 新大阪工場建設工事、理想科学工業株式会社つくば研究学園事業所建設計画、気仙沼漁業協同組合（復興事業）製氷・貯水施設建設工事等であります。

売上高につきましては、1,603億円と前期比4.9%増となり、次期への繰越高は1,390億円と前期比7.8%減となりました。売上高の内訳は、建設事業95.2%、不動産事業4.8%であります。建設事業の内訳は建築工事93.1%、土木工事6.9%であり、官民別比率では官庁17.4%、民間82.6%であります。

当期中の主な完成工事は、栗東トレーニング・センター厩舎改築（第6・7・8期）工事、千葉大学附属図書館新営その他工事、知の拠点先導的中核施設建築工事等であります。

利益面では、利益ある受注の確保と繰越工事の利益率改善に取り組んでまいりましたが、労務・資材費上昇等により、完成工事総利益率は前期比0.5ポイント低下の5.1%となり、完成工事総利益は前期比5.4%減の77億円となりました。また、構造改革による固定費削減を進めた結果、営業利益は前期比271.1%増の25億円、経常利益は前期比2,144.2%増の22億円となりました。当期純利益につきましては、関係会社株式評価損や偶発損失引当金繰入額等を計上したことにより、8億円（前期は48億円の純損失）となりました。

(参考) 当社の部門別受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	建 築	140,667	134,358	142,109	132,916
	土 木	10,093	6,588	10,598	6,084
	計	150,760	140,947	152,707	139,000
不動産事業		—	—	7,681	—
合 計		150,760	140,947	160,389	139,000

(2) 資金調達状況

当期は、特記すべき資金調達は行っておりません。

(3) 設備投資等の状況

当期は、特記すべき設備投資は行っておりません。

(4) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	平成20年度 第92期	平成21年度 第93期	平成22年度 第94期	平成23年度 (当期)第95期
売 上 高(百万円)	226,398	159,725	160,389	169,379
当 期 純 利 益(百万円)	622	646	△4,823	806
1株当たり当期純利益 (円)	7.53	7.81	△58.32	9.76
総 資 産(百万円)	168,949	133,168	127,496	122,573
純 資 産(百万円)	25,143	26,130	20,861	22,735

- (注) 1. 受注高につきましては、当社グループの受注高を正確に把握することが困難なため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数によって算出しております。
また、期中平均発行済株式数は、自己株式数を控除して算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	平成20年度 第92期	平成21年度 第93期	平成22年度 第94期	平成23年度 (当期)第95期
受 注 高(百万円)	166,325	170,253	140,353	140,947
売 上 高(百万円)	211,812	150,677	152,880	160,389
当 期 純 利 益(百万円)	536	412	△4,839	839
1株当たり当期純利益 (円)	6.49	4.99	△58.51	10.15
総 資 産(百万円)	161,605	124,845	119,947	115,950
純 資 産(百万円)	23,609	24,199	18,913	20,981

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数によって算出しております。
また、期中平均発行済株式数は、自己株式数を控除して算出しております。

(5) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、政府建設投資、民間建設投資は、被災した社会資本の復旧等からともに引き続き増加するとみられますが、欧州債務危機等の海外経済動向や原油価格上昇、電力料金上昇のほか、労務・資材費上昇等の懸念材料もあることから、建設業界におきましても、引き続き厳しい経営環境が続くものと思われまます。

このような状況のもと、グループの中核である当社では、「時代の変化を捉えた技術力・対応力でお客様満足を高め続ける企業」と、「関係者から信頼され、市場において高い存在感を持つ企業」を中期企業ビジョンとして掲げ、全てのプロセスで聖域なき改革を実行し、真に競争力のある企業として、多くの関係者から高い信頼を得られる、存在感の高い企業となることを目指してまいります。

具体的には、技術・ノウハウの結集により、提案型営業の展開で優位性と利益ある受注を目指す「市場開拓力の強化」、購買手法の多様化や業務フローの見直しを通じた「利益創出力の強化」、技術力の強化や施工プロセスの改革により、生産性の向上と品質の確保に取り組む「モノづくり力の強化」、人財の育成と技術力の強化に加え、リスク低減、財務健全化等、成長を支える「企業力の強化」に取り組んでまいります。

また、東亜建設工業株式会社との業務提携並びに株式会社間組との資本業務提携におきましては、両社との事業協力、共同受注、共同技術開発等の協力関係を積極的に推し進め、持続的な成長と企業価値の増大を目指しております。更に、震災からの一日も早い復興に向けて建設産業の社会的使命を果たすとともに、東北地方への支援活動に引き続き取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、建設事業および不動産事業等を主な事業内容としております。

グループの中核である当社におきましては、建設業法により特定建設業（特一19）第1850号の国土交通大臣許可を受け、また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者(12)第1392号として国土交通大臣免許を受けております。

(7) 主要な営業所等

① 当社

本 店	東京都港区芝浦三丁目12番8号	
支 店	札幌支店（札幌市）	東北支店（仙台市）
	横浜支店（横浜市）	静岡支店（静岡市）
	名古屋支店（名古屋市）	大阪支店（大阪市）
	広島支店（広島市）	九州支店（福岡市）
海外営業網	シンガポール、タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム	
技術研究所	（埼玉県ふじみ野市）	

② 子会社

アドテクノ株式会社（東京都港区）
菱晃開発株式会社（名古屋市）
株式会社エビラ（東京都港区）
310・2号特定目的会社（東京都中央区）
タイアンドウコンストラクション（タイ・バンコク）
アンドウシンガポール（シンガポール）
アンドウマレーシア（マレーシア・ジョホール州）
ペンビナンアンドウ（マレーシア・ジョホール州）
アンドウフィリピン（フィリピン・マニラ）

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
1,595 人	減215 人

(注) 従業員数には、出向者は含みません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
人 1,393	人 減246	歳 41.2	年 16.9

(注) 従業員数には、出向者は含みません。

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほコーポレート銀行	5,600百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,010
中央三井信託銀行株式会社	2,300
株式会社七十七銀行	2,130
株式会社三井住友銀行	1,560
株式会社静岡銀行	1,480
株式会社東京都民銀行	1,220

(10) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
アドテクノ株式会社	80百万円	100%	建設請負、ビル管理業
菱晃開発株式会社	80百万円	100%	不動産業
株式会社エビラ	80百万円	100%	建設請負、物品販売
310・2号特定目的会社	272百万円	100%	不動産業
タイアンドウコンストラクション	16百万タイバーツ	54.13%	建設請負
アンドウシンガポール	6,500千シンガポールドル	100%	建設請負
アンドウマレーシア	20千マレーシアリンギット	100%	建設請負
ペンビナンアンドウ	800千マレーシアリンギット	0%(100%)	建設請負

(注) 当社の出資比率欄の()内は間接所有割合(内数)であります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 250,000,000株
- (2) 発行済株式総数 85,488,000株(自己株式 2,781,948株を含む。)
- (3) 株主数 6,463名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
安藤建設株式会社藤花持株会	4,893千株	5.92%
安藤建設株式会社社員持株会	3,607	4.36
株式会社みずほコーポレート銀行	3,084	3.73
宮田毛織工業株式会社	2,802	3.39
明治安田生命保険相互会社	2,725	3.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,667	3.22
株式会社東京都民銀行	1,905	2.30
中央三井信託銀行株式会社	1,717	2.08
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,571	1.90
安 藤 フ サ	1,563	1.89

(注) 出資比率は、自己株式を控除して計算しています。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況	
山田 恒太郎	代表取締役会長	社団法人東京建設業協会会長	
野村 俊明	代表取締役 執行役員社長		
青木 建	代表取締役 執行役員副社長		事業統括本部長兼首都圏事業本部長兼安全担当
岡部 良信	取締役 執行役員副社長		社長室長兼国際本部担当兼関係会社担当
市川 和男	取締役 専務執行役員		都市開発本部長
坊 昭範	取締役 専務執行役員		管理本部担当
遠藤 茂樹	取締役 専務執行役員		建築本部長兼事業統括本部副本部長
菊池 正	取締役 常務執行役員		営業本部長
小宮 正則	取締役 常務執行役員		管理本部長
木下 素規	常勤監査役		
若松 茂宏	常勤監査役		
江尻 隆	監査役		弁護士（西村あさひ法律事務所）
東原 豊	監査役		税理士（東原 豊税理士事務所）

- (注) 1. 平成24年4月1日付で、次のとおり取締役の役職および担当異動がありました。
- | | | |
|-------|-------|-------------------------|
| 青木 建 | 代表取締役 | 執行役員副社長
事業統括本部長兼安全担当 |
| 坊 昭範 | 取締役 | 執行役員副社長
管理本部担当 |
| 遠藤 茂樹 | 取締役 | 専務執行役員
建築本部長 |
2. 監査役 江尻 隆、東原 豊の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 木下素規氏は、長年当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 江尻 隆氏は、弁護士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 東原 豊氏は、税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 江尻 隆、東原 豊の両氏の重要な兼職の状況は、後記(4)社外監査役に関する事項に記載しております。
7. 監査役 江尻 隆、東原 豊の両氏につきましては、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき独立役員として届け出ております。

(2) 執行役員の氏名等

※印は取締役兼務者であります。

氏 名	役 職	担 当 職 名
野 村 俊 明	※執行役員社長	
青 木 建	※執行役員副社長	事業統括本部長兼首都圏事業本部長兼安全担当
岡 部 良 信	※執行役員副社長	社長室長兼国際本部担当兼関係会社担当
市 川 和 男	※専務執行役員	都市開発本部長
坊 昭 範	※専務執行役員	管理本部担当
遠 藤 茂 樹	※専務執行役員	建築本部長兼事業統括本部副本部長
小手川 良 和	常務執行役員	土木本部技術担当
菊 池 正	※常務執行役員	営業本部長
永 島 康一郎	常務執行役員	産業施設本部長
小 宮 正 則	※常務執行役員	管理本部長
坪 田 英 明	常務執行役員	建築本部技術担当
福 西 清 香	常務執行役員	建築本部副本部長
高 井 隆 一	執 行 役 員	都市開発本部副本部長
岩 田 光	執 行 役 員	九州支店長
坪 井 研 治	執 行 役 員	営業本部営業担当
川 本 勝 一	執 行 役 員	大阪支店長
金 井 務	執 行 役 員	首都圏事業本部副本部長
田 淵 勝 彦	執 行 役 員	名古屋支店長
小 澤 一 也	執 行 役 員	東北支店長
吉 本 朗	執 行 役 員	営業本部営業担当
那 須 麗 弘	執 行 役 員	社長室副室長兼人事企画部長
小松原 新 吉	執 行 役 員	首都圏事業本部建築事業部長
小比類卷 斎	執 行 役 員	首都圏事業本部住宅事業部長
岸 田 悦 幸	執 行 役 員	建築本部副本部長
辻 正 造	執 行 役 員	首都圏事業本部副本部長
富 田 正 開	執 行 役 員	首都圏事業本部副本部長
松 浦 洋 一	執 行 役 員	首都圏事業本部副本部長

(注) 平成24年4月1日付で、次のとおり執行役員の役職および担当異動がありました。

青木 建	執行役員副社長	事業統括本部長兼安全担当
坊 昭 範	執行役員副社長	管理本部担当
遠藤 茂 樹	専務執行役員	建築本部長
金井 務	執行役員	事業統括本部副本部長
小松原 新 吉	執行役員	首都圏建築事業部長
小比類 齋	執行役員	首都圏住宅事業部長
辻 正 造	執行役員	事業統括本部副本部長
富田 正 開	執行役員	事業統括本部副本部長
松浦 洋 一	執行役員	事業統括本部副本部長

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 9名 144,840千円

監査役 4名 29,136千円 (うち社外監査役2名 8,400千円)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(4) 社外監査役に関する事項

① 他の法人等の社外役員等との重要な兼職の状況

社外監査役 江尻 隆

同氏は、カゴメ株式会社、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社およびディップ株式会社の社外監査役であります。なお、当社とカゴメ株式会社、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社およびディップ株式会社との間に特別の利害関係はありません。

社外監査役 東原 豊

同氏は、株式会社インタートレードの社外監査役であります。

なお、当社と株式会社インタートレードとの間に特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

社外監査役 江尻 隆

ア. 取締役会への出席状況および発言状況

出席率は81%であります。

出席した取締役会においては、社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて主に弁護士業務を通じての幅広い見地からの意見を述べております。

イ. 監査役会への出席状況および発言状況

出席率は80%であります。

出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、また、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて主に弁護士業務を通じての幅広い見地からの意見を述べております。

社外監査役 東原 豊

ア. 取締役会への出席状況および発言状況

出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて主に税理士業務を通じての幅広い見地からの意見を述べております。

イ. 監査役会への出席状況および発言状況

出席率は100%であります。

出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、また、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて主に税理士業務を通じての幅広い見地からの意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽A S G有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当社の会計監査人としての報酬等の額	40,000千円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、①の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち海外子会社4社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人が行った非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）の内容

当社は、会計監査人に対して、財務デューデリジェンスに係る業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたす方針です。

また、会計監査人の職務状況や当社の監査体制等を勘案し、再任若しくは不再任の決定を行う方針です。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は適正な業務執行体制の整備のため「内部統制システム」に関する基本方針を以下のよう
に定めております。

(1) 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社および関係会社（以下「当社グループ」という）内で社会的使命の達成や法令遵守の徹底等を謳った「安藤建設株式会社企業行動規範」を共有し、浸透を図るとともに、その趣旨実現のため、社長を委員長とし取締役・監査役を委員とする企業倫理委員会を設置・運営する。
- ② 企業倫理委員会は管理本部長を事務局長とし、事務局を管理本部総務部に設置する。また使用人の相談窓口を管理本部内に設置し、各事業部・関係会社管理部と連携する。
- ③ 社長直轄の監査部を設置し、定期的に内部監査を実施する。
- ④ 本社各担当部は、関連法令の制定・改廃時に、法令遵守のための情報を当社グループ内に発信する。
- ⑤ 当社グループ使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報制度（ANDOヘルプライン）を設置・運営する。
- ⑥ 反社会的勢力および団体との関係を常に遮断し、不当な要求に応じぬよう取締役・従業員等は毅然とした姿勢で事に当り、被害の防止とステークホルダーの信頼を損わぬよう行動する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 品質・環境リスクに関しては、ISO9001品質マネジメントシステムならびにISO14001環境マネジメントシステムの全社運用によってリスクの予防に努める。
- ② 労働安全衛生、公衆災害等のリスクに関しては、独自の安全衛生マネジメントシステムの全社運用によってリスクの予防に努める。また本社労務安全部、事業部安全部による教育や安全パトロール等を通じてその発生を抑制する。
- ③ 情報セキュリティ、知的財産その他のリスクに関しては、発生抑制ならびに発生時の対応について定めた危機管理マニュアルを定期的に改定し、社内に周知する。
- ④ 有事には、社長または社長が任命する役員を委員長とする危機管理委員会を設置し、対応する。
- ⑤ 地震等の非常災害発生時には、非常災害対策手順書に基づき、社長を本部長とする非常災害対策本部あるいは事業部長を本部長とする事業部非常災害対策本部を設置し、対応する。

- ⑥ 財務リスクに関しては、経営管理プロセスおよび事業活動におけるコントロール機能、モニタリング機能を高めて、リスクの予防、回避に努める。
- ⑦ ディスクロージャーポリシー（情報開示方針）に基づき、財務情報その他の企業情報を、適正かつ適時に開示する。

(3) 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制ならびに取締役の職務執行に係る情報の保存・管理体制

- ① 取締役会、経営戦略会議等の会議体の規程ならびに決裁基準に基づき、取締役会に至る意思決定プロセスを効率化する。
- ② 分掌規程・決裁基準に基づき、各組織の職務分掌・権限付与を明確にし、業務プロセスを効率化する。
- ③ 文書管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報（文書または電磁的記録）を保存・管理する。

(4) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社担当の執行役員を任命するほか、承認事項、報告事項等を定めた関係会社管理規程に基づき、当社グループの業務の適正を確保する。
- ② 関係会社各社にコンプライアンス推進担当者を設置し、情報交換等を通じて法令遵守体制を確立・強化する。

(5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制および使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役から補助使用人配属の求めがあった場合、監査役事務局を設置する。
- ② 補助使用人の人選・勤務体制・処遇・権限等については、その独立性の確保に留意し、監査役と協議の上決定する。

(6) 監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等

- ① 取締役ならびに使用人は、監査役に対し経営状況等を定期的に報告するほか、当社グループに重大な影響を及ぼす事実等が発生した場合は速やかに報告する。
- ② 監査役が取締役会のほか、重要な業務執行に関わる会議等に出席し、意見を表明できる環境を整える。
- ③ 監査役が代表取締役と定期的に情報・意見を交換する場を設ける。また監査役が各執行役員と個別に意見・情報交換を行う環境を整える。
- ④ 監査役が内部監査部との連携を保ち、効率的に監査を実施できるよう環境を整える。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	84,143	流動負債	85,148
現金預金	13,990	支払手形・工事未払金等	51,309
受取手形・完成工事未収入金等	57,736	短期借入金	20,006
販売用不動産	1,204	一年内償還予定の社債	900
未成工事支出金	1,234	未払法人税等	202
不動産事業支出金	4,019	未成工事受入金	5,628
繰延税金資産	645	完成工事補償引当金	538
その他の	5,449	賞与引当金	193
貸倒引当金	△137	工事損失引当金	64
		偶発損失引当金	364
		繰延税金負債	—
		その他の	5,940
固定資産	38,429	固定負債	14,689
有形固定資産	19,221	社債	450
建物・構築物	12,759	長期借入金	7,027
土地	14,785	再評価に係る繰延税金負債	3,864
その他の	2,335	退職給付引当金	2,510
減価償却累計額	△10,658	その他の	837
無形固定資産	373	負債合計	99,838
ソフトウェア	117		
その他の	256	(純資産の部)	
投資その他の資産	18,834	株主資本	17,796
投資有価証券	14,494	資本剰余金	8,985
繰延税金資産	2,424	資本金	5,474
その他の	3,643	利益剰余金	3,795
貸倒引当金	△1,727	自己株式	△459
		その他の包括利益累計額	4,729
		その他有価証券評価差額金	1,578
		繰延ヘッジ損益	△4
		土地再評価差額金	3,152
		為替換算調整勘定	2
		少数株主持分	209
資産合計	122,573	純資産合計	22,735
		負債純資産合計	122,573

連結損益計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		
完成工事高	159,095	
不動産事業売上高	10,284	169,379
売上原価		
完成工事原価	150,962	
不動産事業売上原価	7,970	158,932
売上総利益		
完成工事総利益	8,133	
不動産事業総利益	2,314	10,447
販売費及び一般管理費		7,797
営業利益		2,649
営業外収益		
受取利息配当金	200	
匿名組合投資利益	291	
その他	182	675
営業外費用		
支払利息	883	
コミットメントファイ	143	
その他	360	1,387
経常利益		1,937
特別利益		
固定資産売却益	86	
投資有価証券売却益	235	
土地の売却益	278	
負のれん発生益	146	747
特別損失		
減損損失	469	
投資有価証券評価損	138	
偶発損失引当金繰入	364	
災害による損失	143	
その他	191	1,308
税金等調整前当期純利益		1,376
法人税、住民税及び事業税	246	
法人税等調整額	278	524
少数株主損益調整前当期純利益		852
少数株主利益		45
当期純利益		806

連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	8,985	5,474	2,723	△459	16,724
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△124		△124
当 期 純 利 益			806		806
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
土地再評価差額金取崩			389		389
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,072	△0	1,071
当 期 末 残 高	8,985	5,474	3,795	△459	17,796

	その他の包括利益累計額					少 数 株 主 分 持	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定 調 整	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	775	△7	2,993	48	3,810	327	20,861
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△124
当 期 純 利 益							806
自 己 株 式 の 取 得							△0
土地再評価差額金取崩							389
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	803	2	159	△46	918	△117	801
連結会計年度中の変動額合計	803	2	159	△46	918	△117	1,873
当 期 末 残 高	1,578	△4	3,152	2	4,729	209	22,735

貸借対照表

(平成24年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	78,912	流動負債	81,807
現金預手入金形金産金産金他金	10,427	支払手形金	7,107
受取手形金	1,381	短期借入金	42,536
完成工事未収入	55,391	一年内償還予定の社債	19,468
販売用不動産	1,136	未払法人税等	900
未成工事支出金	1,121	未払工事受入金	451
不動産事業支出金	4,002	未成工事引当金	154
繰延税金資産	635	預成工事補償引当金	5,470
仮払引当金	2,445	賞与引当金	4,475
貸倒引当金	2,507	工事損失引当金	537
	△136	偶発損失引当金	174
固定資産	37,037	偶発損失の負債	63
有形固定資産	16,966	偶発損失の負債	364
建物・構築物	11,344	長期借入金	104
機械器具	1,120	再評価に係る繰延税金負債	450
有形リース資産	623	退職給付引当金	5,676
土地	439	その他の負債	3,864
減価償却累計額	13,674	退職給付の負債	2,475
無形固定資産	△10,236	負債合計	94,969
ソフトウェア	368		
その他の資産	115	(純資産の部)	
投資その他の資産	253	株主資本	16,249
投資有価証券	19,702	資本剰余金	8,985
投資関係長期破長繰そ貸	14,421	資本剰余金	5,474
	1,092	資本準備金	2,246
	841	その他の資本剰余金	3,227
	2,027	利益剰余金	2,249
	25	繰越利益剰余金	2,249
	2,389	繰越利益剰余金	473
	795	自己株式	1,775
	△1,890	評価・換算差額等	△459
		その他の有価証券評価差額金	4,731
		土地再評価差額金	1,578
		純資産合計	20,981
資産合計	115,950	負債純資産合計	115,950

損益計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		
完成工事高	152,707	
不動産事業売上高	7,681	160,389
売上原価		
完成工事原価	144,955	
不動産事業売上原価	5,771	150,727
売上総利益		
完成工事総利益	7,752	
不動産事業総利益	1,910	9,662
販売費及び一般管理費		7,087
営業外利益		2,574
受取利息配当金	494	
匿名組合投資利益	291	
その他	176	962
営業外費用		
支払利息	739	
コミットメントファイ	143	
貸倒引当金繰入	163	
その他	201	1,248
経常利益		2,288
特別利益		
投資有価証券売却益	235	
その他	21	257
特別損失		
減損	89	
関係会社株式評価損	408	
投資有価証券評価損	138	
災害による損失	143	
偶発損失引当金繰入	364	
その他	191	1,336
税引前当期純利益		1,209
法人税、住民税及び事業税	95	
法人税等調整額	274	369
当期純利益		839

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本計
		資 準 備 本 金	そ の 他 本 金 剰 余 金	資 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計		
					買 換 資 産 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	8,985	2,246	3,227	5,474	492	651	1,144	△459	15,145
事 業 年 度 中 の 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△124	△124		△124
買 換 資 産 積 立 金 の 取 崩					△19	19	—		—
当 期 純 利 益						839	839		839
自 己 株 式 の 取 得								△0	△0
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩						389	389		389
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)									
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△19	1,123	1,104	△0	1,104
当 期 末 残 高	8,985	2,246	3,227	5,474	473	1,775	2,249	△459	16,249

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	775	2,993	3,768	18,913
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△124
買 換 資 産 積 立 金 の 取 崩				—
当 期 純 利 益				839
自 己 株 式 の 取 得				△0
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩				389
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	803	159	962	962
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	803	159	962	2,067
当 期 末 残 高	1,578	3,152	4,731	20,981

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年5月24日

安藤建設株式会社
取締役会 御中

太陽A S G有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 永岡 喜好 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川松 久芳 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、安藤建設株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、安藤建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成24年5月24日開催の取締役会において、平成25年4月1日を期日として株式会社間組と合併することを決議し、併せて合併契約書を締結した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年5月24日

安藤建設株式会社
取締役会 御中

太陽A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 永岡 喜好 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川松 久芳 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、安藤建設株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成24年5月24日開催の取締役会において、平成25年4月1日を期日として株式会社間組と合併することを決議し、併せて合併契約書を締結した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査等の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、内部統制システムについての取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制の構築及び運用状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び太陽A S G 有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて職務の遂行状況を聴取し、業務及び財産状況を往査しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を一定の適正な基準に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であり、また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽A S G有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽A S G有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年 5月24日

安藤建設株式会社 監査役会

常勤監査役 木 下 素 規 ⑩

常勤監査役 若 松 茂 宏 ⑩

監査役(社外監査役) 江 尻 隆 ⑩

監査役(社外監査役) 東 原 豊 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 当社と株式会社間組との合併契約承認の件

当社と株式会社間組（以下「ハザマ」といいます。）は、平成24年5月24日に開催された両社取締役会において、両社が対等の精神に基づき合併（以下「本合併」といいます。）することを決議し、同日付で合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本合併契約の承認をお願いするものであります。

なお、本合併の効力発生日は、平成25年4月1日を予定しており、本議案をご承認いただきますと、当社の普通株式は、東京証券取引所の定める上場廃止基準により、平成25年3月27日付で上場廃止（最終売買日は平成25年3月26日）となる予定です。

1. 合併を行う理由

わが国の建設業界は、足許では東日本大震災の被災地域における復旧・復興関連事業が本格化しつつあり、政府建設投資の底上げ、民間建設投資の緩やかな回復も期待されておりますが、リーマンショック以降、建設投資は低水準で推移しており、依然として厳しい経営環境にあります。

当社とハザマは、平成15年に資本業務提携契約を締結し、長きにわたり信頼・協力関係を築いてまいりましたが、両社が持続的に成長していくためには、これまでの関係にとどまらず、経営統合によって事業規模の拡大と経営の合理化・効率化等を図り、収益力を強化することが最善の策であるとの考えで一致したため、平成24年5月24日付で、合併契約を締結いたしました。

本合併により、当社とハザマは、これまで両社が築き上げてきた実績をもとに、補完性を活かして、技術力・営業力・コスト競争力でシナジーを発揮し、事業分野の強化と効率化を推し進めるとともに、さらなる海外展開と新規事業取組みへの基盤作りを図ることで、収益力、財務基盤、企業価値を向上させ、より強固な経営基盤を構築し、一層の発展と成長を目指してまいります。

2. 合併契約の内容の概要

当社及びハザマが平成24年5月24日付で締結した本合併契約の内容は、以下のとおりであります。

合併契約書

株式会社間組（以下「甲」という。）及び安藤建設株式会社（以下「乙」という。）は、対等の精神に基づき、甲及び乙の合併（以下「本合併」といい、本効力発生日（第6条第1項において定義する。以下同じ。）後の甲を「本統合会社」という。）に関し、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

本合併を行う当事会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

① 吸収合併存続会社

商号：株式会社間組

住所：東京都港区虎ノ門二丁目2番5号

② 吸収合併消滅会社

商号：安藤建設株式会社

住所：東京都港区芝浦三丁目12番8号

第3条（本合併に関して交付する株式の数及び割り当て）

本合併においては、本効力発生日前日における最終の乙の株主名簿に記載された普通株主（但し、会社法第785条に基づく株式買取請求を行った株主並びに甲及び乙を除く。）に対して、その保有する乙の普通株式1株につき甲の普通株式0.53株を交付する。

第4条（合併契約承認株主総会）

甲は、平成24年7月20日を目処として、甲の臨時株主総会並びに甲の普通株式、第I種優先株式、第II種優先株式、第III種優先株式及び第IV種優先株式に係る各種類株主総会を、乙は平成24年6月28日を目処として、乙の定時株主総会（以下、本条に定める株主総会及び種類株主総会を総称して「合併承認総会」という。）をそれぞれ開催し、本契約につき合併承認総会の承認を得ると共に、本合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

第5条（資本金、準備金等の額に関する事項）

本合併による本統合会社の資本金については12,000百万円とし、準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条に定めるところに従って、別途両当事者協議の上、決定するものとする。

第6条 (本合併の効力発生日)

1. 本合併の効力発生日は、平成25年4月1日(以下、次項に基づく変更後のものを含め「本効力発生日」という。)とする。
2. 甲及び乙は、本合併の手續上の必要が生じた場合その他の事由により、両当事者協議の上、前項に規定した本効力発生日を変更することができる。

第7条 (剰余金の配当)

1. 乙は、平成25年3月期の期末配当に代えて、乙の平成25年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は登録株式質権者に対する剰余金の配当につき、乙の合併承認総会における決議を求めることができる。
2. 前項に基づき、乙による剰余金の配当が行われる場合、本統合会社は、乙の当該配当金の支払い義務を引き継ぐ。

第8条 (乙の株主に対する議決権の付与)

甲は、本効力発生日までに、会社法第124条第4項の規定に基づき、本合併に際して甲の普通株式の割当交付を受けた乙の普通株主に対して、平成25年6月に予定する本統合会社の定時株主総会における議決権を付与する旨の取締役会決議を行う。

第9条 (本合併の条件の変更及び本契約の解除)

甲及び乙は、本効力発生日前日までの間において、天変地異その他の事由により、甲もしくは乙の財務状態、経営状態に重大な変動が生じたとき、又は甲もしくは乙の財務状態に重大な瑕疵が発見されたとき、その他本合併の目的の達成が困難となったときは、両当事者協議の上、合意により本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 (本契約の効力)

本契約は、以下の事由のいずれかが生じたときは、その効力を失う。

- ① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年4月14日法律第54号。その後の改正を含む。)に基づき公正取引委員会に対してなされた本合併に係る事前届出に関し、本効力発生日までに本合併に係る待機期間が経過しないことが客観的に明らかとなった場合
- ② 本合併を実行することにつき、合併承認総会の承認その他本合併を実行する上で必要な法令上の手續が本効力発生日までに履踐されないことが客観的に明らかとなった場合

第11条 (協議)

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約に関する解釈上の疑義については、誠実に協議の上、解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

3. 会社法施行規則第182条第1項各号（第5号及び第6号を除く。）に定める内容の概要

(1) 合併対価の相当性に関する事項

①合併対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

当社は、本合併契約における合併対価の相当性に関し、下記のとおり判断いたしました。

(ア) 合併対価及びその割当ての内容

	ハザマ（吸収合併存続会社）	当社（吸収合併消滅会社）
本合併に係る割当ての内容	普通株式 1	普通株式 0.53

(注1) 本合併により発行するハザマの普通株式は43,834,207株（予定）です。（なお、ハザマは、その保有する自己株式を本合併による株式の割当てには一切充当いたしません。）

(注2) 当社の普通株式1株に対して、ハザマの普通株式0.53株を割当て交付します。ただし、当社が保有する自己株式2,781,948株については、本合併による株式の割当ては行いません。

(注3) 本合併に伴い、ハザマの単元未満株式を所有することとなる株主様においては、東京証券取引所において単元未満株式を取引することはできません。当該単元未満株式を所有することとなる株主様においては、ハザマ株式に関する次の制度をご利用いただくことができます。

①単元未満株式の買い取り制度

所有する単元未満株式をハザマが買い取らせていただく制度

②単元未満株式の買増制度

所有する単元未満株式を1単元（100株）となるまで買い増していただく制度

但し、ハザマには現時点で単元未満株式の買増制度はないため、本合併により単元未満株式を所有することとなる株主様において買増制度をご利用いただけるように、平成25年4月1日付で定款変更を行うべく、平成24年7月20日に開催予定のハザマ臨時株主総会において、買増制度の追加を含む「定款変更案」を議案として上程する予定であります。

(注4) 本合併に伴い、ハザマの1株に満たない端数の交付を受けることとなる株主様には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、その端数部分に応じた金銭をお支払いいたします。

(イ) 算定の基礎

当社及びハザマは、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性・妥当性を期すため、当社はアビームM&Aコンサルティング株式会社（以下「アビームM&Aコンサルティング」という）を、ハザマはフロンティア・マネジメント株式会社（以下「フロンティア・マネジメント」という）をそれぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

アビームM&Aコンサルティングは、両社の普通株式それぞれについて、市場株価が存在することから市場株価法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」という）を採用し、算定を行いました。市場株価法については、平成24年5月23日を算定基準日として、算定基準日の終値、算定基準日から遡ること1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の終値平均値及び出来高加重平均値を採用しております。

ハザマ普通株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定手法による評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	合併比率の算定レンジ
市場株価法	0.51～0.63
DCF法	0.50～0.61

アビームM&Aコンサルティングは、合併比率の算定に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。両社とその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社の事業計画及び財務予測については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

また、合併比率の算定の基礎となった前提が変わる時は算定結果も影響を受ける場合があります。

フロンティア・マネジメントは、当社及びハザマの普通株式の合併比率について、それぞれ市場株価が存在することから市場株価平均法を採用するとともに、両社についてDCF法による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の合併比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に割り当てるハザマの普通株式数を表しております。

採用手法	合併比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.53～0.54
DCF法	0.48～0.54

なお、市場株価平均法では、平成24年5月23日を算定基準日とし、東京証券取引所における両社普通株式の算定基準日から遡る1ヶ月間の株価終値平均、算定基準日から遡る3ヶ月間の株価終値平均及び算定基準日から遡る6ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

フロンティア・マネジメントは、合併比率算定にあたり検討した公開情報及び両社から提供を受けた財務に関する情報その他一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含む）の時価又は公正価値について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提供を受けた財務予測その他将来に関する情報については、両社の経営陣により現在可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、それらの予測に従い両社の財務状況が推移することを前提としており、独自の調査をすることなくこ

これらの予測及びそれに関連する資料に依拠しております。フロンティア・マネジメントの合併比率算定は、平成24年5月23日現在までの上記情報等を反映したものであります。

なお、アビームM&Aコンサルティング及びフロンティア・マネジメントがDCF法による算定の前提とした当社の将来の利益計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

また、アビームM&Aコンサルティング及びフロンティア・マネジメントがDCF法による算定の前提としたハザマの将来の利益計画においては、大幅な増益が見込まれている事業年度があります。具体的には、平成24年3月期において保有資産の一部減損処理を実施したこと及び法人税率引下げに関する法改正がなされたことに伴う税金費用の増加等がありましたが、平成25年3月期以降の利益計画ではかかる影響が見込まれないため、平成25年3月期においては当期純利益について前事業年度と比較して大幅な増益が見込まれております。

(ウ)算定の経緯

当社及びハザマは、上記のとおり、それぞれの第三者算定機関に本合併に係る合併比率の算定を依頼し、それぞれの第三者算定機関より「合併比率算定書」を受領しております。両社は、合併比率算定書における算定結果を参考に、両社の財務状況、資産の状況、将来の事業・業績見通し、株価動向等の要因を総合的に勘案し、両社において合併比率について慎重に交渉、協議を重ねた結果、最終的に上記の合併比率が妥当であると判断いたしました。

(エ)算定機関との関係

当社の第三者算定機関であるアビームM&Aコンサルティング及びハザマの第三者算定機関であるフロンティア・マネジメントは、当社及びハザマの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

②統合会社の資本金及び準備金等の額の相当性

統合会社の資本金については12,000百万円とし、準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条に定めるところに従って、別途当社及びハザマが協議のうえ、決定いたします。上記の資本金及び準備金等の額に関しましては、法令及びハザマの資本政策に鑑み、相当であると考えております。

③合併対価としてハザマの株式を選択した理由

当社及びハザマは、ハザマの普通株式は東京証券取引所市場第1部に上場されているため取引機会が確保されていること、当社の株主がハザマの普通株式の交付を受けることにより、本合併後も、本合併に伴うシナジーから得られる利益を享受することが可能となること等の理由から、本合併の合併対価としてハザマ普通株式を選択いたしました。

④当社の株主の利益を害さないように留意した事項

本合併の検討にあたって、当社はハザマの普通株式10,000,000株、第IV種優先株

式250,000株、及び第2回新株予約権125個を保有していることから、公正性を確保するため、両社はそれぞれ独立した第三者算定機関による合併比率の算定を行い、その算定結果の報告を受けました。両社は、かかる算定結果を参考に、交渉・協議を行い、その結果合意された合併比率により本合併を行うこととしました。当社はアビームM&Aコンサルティングに、ハザマはフロンティア・マネジメントにそれぞれ独立した第三者算定機関としての合併比率の算定を依頼し、それぞれ算定書を受領しております。なお、当社及びハザマはいずれも、それぞれの第三者算定機関からフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

(2) 合併対価について参考となるべき事項

①ハザマの定款の内容

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社間組と称し、英文では、HAZAMA CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建築その他工事の調査、測量、企画、設計、施工、監理、技術指導の請負および受託
2. 工事用品および機械器具の供給
3. 不動産取引および不動産、有価証券の保有ならびに利用
4. 土壌の調査・浄化工事の請負、廃棄物の収集、処理、処分等の事業およびこれらに関するコンサルティング業務
5. 前各号に付帯する事業
6. 前各号に関連する事業を他と共同経営しまたは他の事業に投資すること

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載して行なう。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4億株とし、このうち3億97,250千株は普通株式、750千株は第Ⅰ種優先株式、875千株は第Ⅱ種優先株式、875千株は第Ⅲ種優先株式、250千株は第Ⅳ種優先株式とする。

(単元株式数)

第7条 当社の普通株式ならびに第Ⅰ種優先株式、第Ⅱ種優先株式、第Ⅲ種優先株式、第Ⅳ種優先株式の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式事務取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式事務取扱規程による。

第3章 優先株式

(第Ⅰ種優先株式)

第11条 当社の発行する第Ⅰ種優先株式の内容は、次のとおりとする。

(第Ⅰ種優先配当金)

- ① 1. 当社は、第46条に定める剰余金の配当を行うときは、第Ⅰ種優先株式を有する株主（以下「第Ⅰ種優先株主」という）または第Ⅰ種優先株式の登録株式質権者（以下「第Ⅰ種優先登録質権者」という）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という）に先立ち、1株あたり400円を上限として、当該第Ⅰ種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「第Ⅰ種優先配当金」という）を支払う。
2. ある事業年度において、第Ⅰ種優先株主または第Ⅰ種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第Ⅰ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
3. 第Ⅰ種優先株主または第Ⅰ種優先登録質権者に対しては、第Ⅰ種優先配当金の額を超えて配当を行わない。

(第Ⅰ種優先配当金の除斥期間)

- ② 第47条の規定は、第Ⅰ種優先配当金の支払について、これを準用する。

(第Ⅰ種優先株主に対する残余財産の分配)

- ③ 1. 当社の残余財産を分配するときは、第Ⅰ種優先株主または第Ⅰ種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第Ⅰ種優先株式1株につき4,000円を支払う。
2. 第Ⅰ種優先株主または第Ⅰ種優先登録質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(第Ⅰ種優先株主の議決権)

- ④ 第Ⅰ種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(第Ⅰ種優先株式の併合または分割、募集株式の割当て等)

- ⑤ 1. 当社は、法令に定める場合を除き、第Ⅰ種優先株式について株式の併合または分割を行わない。
2. 当社は、第Ⅰ種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(第Ⅰ種優先株式の取得請求権)

- ⑥ 第Ⅰ種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間（以下「取得請求期間」という）中、当該決議で定める取得の条件で、当社が第Ⅰ種優先株式を取得すると引換えに、普通株式の交付を請求することができる。

(第Ⅰ種優先株式の一斉取得条項)

- ⑦ 1. 前項の取得請求期間中に取得請求のなかった第Ⅰ種優先株式については、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という）をもって、当社が当該株式の全部を取得すると引換えに、第Ⅰ種優先株主に対し、第Ⅰ種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式を交付する。平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。
2. この場合、当該平均値が、(1)第Ⅰ種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める上限取得価額を上回るときまたは(2)当該取締役会の決議で定める下限取得価額を下回るときは、第Ⅰ種優先株式1株の払込金相当額を(1)の場合は当該上限取得価額で、(2)の場合は当該下限取得価額で、除して得られる数の普通株式を交付する。
3. 前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(第Ⅱ種優先株式)

第12条 当社の発行する第Ⅱ種優先株式の内容は、第11条の規定を準用する。この場合において、「第Ⅰ種優先株式」とあるのは「第Ⅱ種優先株式」と、「第Ⅰ種優先株主」とあるのは「第Ⅱ種優先株主」と、「第Ⅰ種優先登録質権者」とあるのは「第Ⅱ種優先登録質権者」と、「第Ⅰ種優先配当金」とあるのは「第Ⅱ種優先配当金」と読み替えるものとする。

(第Ⅲ種優先株式)

第13条 当社の発行する第Ⅲ種優先株式の内容は、次のとおりとする。

(第Ⅲ種優先配当金)

- ① 1. 当社は、第46条に定める剰余金の配当を行うときは、第Ⅲ種優先株式を有する株主（以下「第Ⅲ種優先株主」という）または第Ⅲ種優先株式の登録株式質権者（以下「第Ⅲ種優先登録質権者」という）に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、1株あたり400円を上限として、当該第Ⅲ種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「第Ⅲ種優先配当金」という）を支払う。
2. ある事業年度において、第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第Ⅲ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下

「第Ⅲ種累積未払配当金」という)は翌事業年度に限り、第Ⅰ種ないし第Ⅳ種優先配当金および普通株主または普通登録質権者に対する剰余金の配当に先立ち、これを第Ⅲ種優先株主に支払う。

3. 第Ⅲ種優先配当金が支払われた後に残余利益があるときは、普通株式または普通登録質権者に対して、第Ⅲ種優先配当金と同額にいたるまで剰余金を支払うことができ、さらに残余について剰余金を支払うときは、第Ⅲ種優先株主または第Ⅲ種優先登録質権者および普通株主または普通登録質権者に対し、1株につき同額の金額を支払う。

(準用規定)

- ② 第11条の第2号ないし第7号の規定は、第Ⅲ種優先株式にこれを準用する。この場合において、「第Ⅰ種優先株式」とあるのは「第Ⅲ種優先株式」と、「第Ⅰ種優先株主」とあるのは「第Ⅲ種優先株主」と、「第Ⅰ種優先登録質権者」とあるのは「第Ⅲ種優先登録質権者」と、「第Ⅰ種優先配当金」とあるのは「第Ⅲ種優先配当金」と読み替えるものとする。

(第Ⅳ種優先株式)

第14条 当社の発行する第Ⅳ種優先株式の内容は、次のとおりとする。

(第Ⅳ種優先配当金)

- ① 1. 当社は、第46条に定める剰余金の配当を行うときは、第Ⅳ種優先株式を有する株主(以下「第Ⅳ種優先株主」という)または第Ⅳ種優先株式の登録株式質権者(以下「第Ⅳ種優先登録質権者」という)に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、1株あたり400円を上限として、当該第Ⅳ種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金(以下「第Ⅳ種優先配当金」という)を支払う。
2. ある事業年度において、第Ⅳ種優先株主または第Ⅳ種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第Ⅳ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
3. 第Ⅳ種優先株主または第Ⅳ種優先登録質権者に対しては、第Ⅳ種優先配当金の額を超えて配当を行わない。

(第Ⅳ種優先配当金の除斥期間)

- ② 第47条の規定は、第Ⅳ種優先配当金の支払について、これを準用する。

(第Ⅳ種優先株主に対する残余財産の分配)

- ③ 1. 当社の残余財産を分配するときは、第Ⅳ種優先株主または第Ⅳ種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第Ⅳ種優先株式1株につき4,000円を支払う。

2. 第Ⅳ種優先株主または第Ⅳ種優先登録質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(第Ⅳ種優先株主の取得請求)

- ④ 1. 第Ⅳ種優先株主は、当会社に対し平成16年8月1日以降、第Ⅳ種優先株式の一部または全部の取得を請求することができる。
2. 当会社は、毎年7月31日までの1年間に取得請求のあった第Ⅳ種優先株式について、その直前の事業年度の株主資本等変動計算書における「繰越利益剰余金」の当期末残高（繰越利益剰余金の当期末残高がマイナスの場合も含む）と「その他資本剰余金」の当期末残高の合計額（0円を下回る場合には0円として計算する）に本優先株式の取得を目的とした任意積立金の額（かかる任意積立金がない場合には任意積立金の額は0円として計算する）を加えた金額を上限として、毎年10月31日までに取得手続を行うものとする。
3. 当会社は、第Ⅳ種優先株主または第Ⅳ種優先登録質権者に対し、取得の対価として発行価額相当額を支払うものとする。
4. 第1項による取得請求の総額が、第2項に定める取得のための限度額を超える場合は、抽選その他の方法により取得すべき第Ⅳ種優先株式を決定する。

(第Ⅳ種優先株主の議決権)

- ⑤ 第Ⅳ種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(第Ⅳ種優先株式の併合または分割、募集株式の割当て等)

- ⑥ 1. 当会社は、法令に定める場合を除き、第Ⅳ種優先株式について株式の併合または分割を行わない。
2. 当会社は、第Ⅳ種優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(第Ⅳ種優先株式の取得請求権)

- ⑦ 第Ⅳ種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間（以下「取得請求期間」という）中、当該決議で定める取得の条件で、当会社が第Ⅳ種優先株式を取得すると引換えに、普通株式の交付を請求することができる。

(第Ⅳ種優先株式の一斉取得条項)

- ⑧ 1. 前項の取得請求期間中に取得請求のなかった第Ⅳ種優先株式については、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という）をもって、当会社が当該株式の全部を取得すると引換えに、第Ⅳ種優先株主に対し、第Ⅳ種優先株式1株の払込金相当額を一

齊取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式を交付する。平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

2. この場合、当該平均値が、(1)第IV種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める上限取得価額を上回るときまたは(2)当該取締役会の決議で定める下限取得価額を下回るときは、第IV種優先株式1株の払込金相当額を(1)の場合は当該上限取得価額で、(2)の場合は当該下限取得価額で、除して得られる数の普通株式を交付する。
3. 前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(優先順位)

第15条 発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、第III種累積未払配当金を除き、同順位とする。

第4章 株主総会

(招集)

第16条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第17条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第18条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第20条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権

を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第21条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第22条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行いこれを保存する。

(準用規定)

第23条 第18条、第21条および第22条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。

第5章 取締役および取締役会

(員数)

第24条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第25条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第26条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第27条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者および議長)

第28条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第29条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第30条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。

(取締役会の決議の省略)

第31条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第32条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行いこれを保存する。

(取締役会規定)

第33条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。

(取締役の責任免除)

第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第6章 監査役および監査役会

(員数)

第35条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第36条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(任期)

第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第38条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第39条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第40条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。

(監査役会の議事録)

第41条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行いこれを保存する。

(監査役会規定)

第42条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。

(監査役の責任免除)

第43条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第45条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第47条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

なお、ハザマは、平成24年7月20日開催の臨時株主総会に定款の一部変更に関する議案を付議することを決議しております。付議の内容は下記のとおりです。

(ハザマ 定款変更内容 新旧対照表)

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号)	(商 号)
第1条 当社は、 <u>株式会社間組</u> と称し、英文では、 <u>HAZAMA CORPORATION</u> と表示する。	第1条 当社は、 <u>株式会社安藤・間</u> と称し、英文では、 <u>HAZAMA ANDO CORPORATION</u> と表示する。
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 土木建築その他工事の調査、測量、企画、設計、施工、監理、技術指導の請負および受託	1. 土木建築その他工事の調査、測量、企画、設計、施工、監理、技術指導の請負、受託および <u>コンサルティング業務</u>
2～4. (省略) (新設)	2～4. (現行どおり)
(新設)	5. <u>地域開発、都市開発および環境整備等に関する企画、設計ならびにコンサルティング業務</u>
(新設)	6. <u>発電および電気、熱等エネルギーの供給事業およびこれらに関するコンサルティング業務</u>
(新設)	7. <u>建築の請負を伴う不動産関連の特別目的会社への出資および出資持分の売買、ならびに信託受益権の保有および販売</u>
(新設)	8. <u>コンピュータの利用に関するソフトウェア、工業所有権およびノウハウの取得、開発、実施許諾ならびに販売</u>
5～6. (番号変更)	9～10. (現行どおり)
第3条～第5条 (条文省略)	第3条～第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第7条 (条文省略)	第6条～第7条 (現行どおり)
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第8条 (条文省略)	第8条 (現行どおり)
1～3. (省略) (新設)	1～3. (現行どおり) 4. <u>次条に定める請求をする権利</u>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第9条～第10条 (条文番号変更)</p> <p>第3章 優先株式</p> <p>(第I種優先株式)</p> <p>第11条 (条文番号変更) (第I種優先配当金)</p> <p>① 1. 当社は、第46条に定める剰余金の配当を行うときは、第I種優先株式を有する株主(以下「第I種優先株主」という)または第I種優先株式の登録株式質権者(以下「第I種優先登録質権者」という)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録質権者」という)に先立ち、1株あたり400円を上限として、当該第I種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金(以下「第I種優先配当金」という)を支払う。</p> <p>2～3. (省略)</p> <p>(第I種優先配当金の除斥期間)</p> <p>② 第47条の規定は、第I種優先配当金の支払について、これを準用する。</p> <p>③～⑦ (省略)</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式事務取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>② 前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社はこの請求に応じないことができる。</p> <p>第10条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 優先株式</p> <p>(第I種優先株式)</p> <p>第12条 (現行どおり) (第I種優先配当金)</p> <p>① 1. 当社は、第49条に定める剰余金の配当を行うときは、第I種優先株式を有する株主(以下「第I種優先株主」という)または第I種優先株式の登録株式質権者(以下「第I種優先登録質権者」という)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録質権者」という)に先立ち、1株あたり400円を上限として、当該第I種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金(以下「第I種優先配当金」という)を支払う。</p> <p>2～3. (現行どおり)</p> <p>(第I種優先配当金の除斥期間)</p> <p>② 第50条の規定は、第I種優先配当金の支払について、これを準用する。</p> <p>③～⑦ (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(第Ⅱ種優先株式)</p> <p>第12条 当会社の発行する第Ⅱ種優先株式の内容は、第11条の規定を準用する。この場合において、「第Ⅰ種優先株式」とあるのは「第Ⅱ種優先株式」と、「第Ⅰ種優先株主」とあるのは「第Ⅱ種優先株主」と、「第Ⅰ種優先登録質権者」とあるのは「第Ⅱ種優先登録質権者」と、「第Ⅰ種優先配当金」とあるのは「第Ⅱ種優先配当金」と読み替えるものとする。</p> <p>(第Ⅲ種優先株式)</p> <p>第13条 (条文番号変更) (第Ⅲ種優先配当金)</p> <p>① 1. 当会社は、第46条に定める剰余金の配当を行うときは、第Ⅲ種優先株式を有する株主(以下「第Ⅲ種優先株主」という)または第Ⅲ種優先株式の登録株式質権者(以下「第Ⅲ種優先登録質権者」という)に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、1株あたり400円を上限として、当該第Ⅲ種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金(以下「第Ⅲ種優先配当金」という)を支払う。</p> <p>2～3. (省略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>② 第11条の第2号ないし第7号の規定は、第Ⅲ種優先株式にこれを準用する。この場合において、「第Ⅰ種優先株式」とあるのは「第Ⅲ種優先株式」と、「第Ⅰ種優先株主」とあるのは「第Ⅲ種優先株主」と、「第Ⅰ種優先登録質権者」とあるのは「第Ⅲ種優先登録質権者」と、「第Ⅰ種優先配当金」とあるのは「第Ⅲ種優先配当金」と読み替えるものとする。</p> <p>(第Ⅳ種優先株式)</p> <p>第14条 (条文番号変更)</p>	<p>(第Ⅱ種優先株式)</p> <p>第13条 当会社の発行する第Ⅱ種優先株式の内容は、第12条の規定を準用する。この場合において、「第Ⅰ種優先株式」とあるのは「第Ⅱ種優先株式」と、「第Ⅰ種優先株主」とあるのは「第Ⅱ種優先株主」と、「第Ⅰ種優先登録質権者」とあるのは「第Ⅱ種優先登録質権者」と、「第Ⅰ種優先配当金」とあるのは「第Ⅱ種優先配当金」と読み替えるものとする。</p> <p>(第Ⅲ種優先株式)</p> <p>第14条 (現行どおり) (第Ⅲ種優先配当金)</p> <p>① 1. 当会社は、第49条に定める剰余金の配当を行うときは、第Ⅲ種優先株式を有する株主(以下「第Ⅲ種優先株主」という)または第Ⅲ種優先株式の登録株式質権者(以下「第Ⅲ種優先登録質権者」という)に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、1株あたり400円を上限として、当該第Ⅲ種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金(以下「第Ⅲ種優先配当金」という)を支払う。</p> <p>2～3. (現行どおり)</p> <p>(準用規定)</p> <p>② 第12条の第2号ないし第7号の規定は、第Ⅲ種優先株式にこれを準用する。この場合において、「第Ⅰ種優先株式」とあるのは「第Ⅲ種優先株式」と、「第Ⅰ種優先株主」とあるのは「第Ⅲ種優先株主」と、「第Ⅰ種優先登録質権者」とあるのは「第Ⅲ種優先登録質権者」と、「第Ⅰ種優先配当金」とあるのは「第Ⅲ種優先配当金」と読み替えるものとする。</p> <p>(第Ⅳ種優先株式)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(第IV種優先配当金)</p> <p>① 1. 当社は、第46条に定める剰余金の配当を行うときは、第IV種優先株式を有する株主（以下「第IV種優先株主」という）または第IV種優先株式の登録株式質権者（以下「第IV種優先登録質権者」という）に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、1株あたり400円を上限として、当該第IV種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「第IV種優先配当金」という）を支払う。</p> <p>2～3. (省略)</p> <p>(第IV種優先配当金の除斥期間)</p> <p>② 第47条の規定は、第IV種優先配当金の支払について、これを準用する。</p> <p>③～⑧ (省略)</p> <p>(優先順位)</p> <p>第15条 (条文番号変更)</p> <p>第4章 株主総会</p> <p>第16条～第17条 (条文番号変更)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第18条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第19条～第22条 (条文番号変更)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第23条 第18条、第21条および第22条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>第5章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第24条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>第25条～第27条 (条文番号変更)</p>	<p>(第IV種優先配当金)</p> <p>① 1. 当社は、第49条に定める剰余金の配当を行うときは、第IV種優先株式を有する株主（以下「第IV種優先株主」という）または第IV種優先株式の登録株式質権者（以下「第IV種優先登録質権者」という）に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、1株あたり400円を上限として、当該第IV種優先株式の発行に際し取締役会の決議で定める額の剰余金（以下「第IV種優先配当金」という）を支払う。</p> <p>2～3. (現行どおり)</p> <p>(第IV種優先配当金の除斥期間)</p> <p>② 第50条の規定は、第IV種優先配当金の支払について、これを準用する。</p> <p>③～⑧ (現行どおり)</p> <p>(優先順位)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>第4章 株主総会</p> <p>第17条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第19条 株主総会は、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第20条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第24条 第19条、第22条および第23条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>第5章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第25条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>第26条～第28条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第28条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 第29条～第33条 (条文番号変更) (取締役の責任免除) 第34条 (条文番号変更) (新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第29条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 第30条～第34条 (現行どおり) (取締役の責任免除) 第35条 (現行どおり) ② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第6章 監査役および監査役会</p>	<p>第6章 監査役および監査役会</p>
<p>第35条～第42条 (条文番号変更) (監査役の責任免除) 第43条 (条文番号変更) (新設)</p>	<p>第36条～第43条 (現行どおり) (監査役の責任免除) 第44条 (現行どおり) ② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(新設) (新設) (新設) (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 会 計 監 査 人</p> <p>(選任方法) 第45条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u> (任期) 第46条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p>

現行定款	変更案
第7章 計 算	第8章 計 算
第44条～第47条 (条文番号変更)	第47条～第50条 (現行どおり)

以 上

② 合併単価の換価方法に関する事項

(ア) 合併対価を取引する市場

東京証券取引所市場第1部

(イ) 合併対価の取引の媒介、取次ぎ、代理を行う者

全国各証券会社

(ウ) 合併対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容
該当事項はありません。

③ 合併対価の市場価格に関する事項

ハザマの最近6ヶ月の月別最高・最低株価は以下のとおりです。

なお、ハザマの株式の最新の市場価格等については、東京証券取引所のホームページ
(<http://www.tse.or.jp/>) 等でご覧いただけます。

月 別	平成23年11月	平成23年12月	平成24年 1 月	平成24年 2 月	平成24年 3 月	平成24年 4 月
最 高 (円)	190	212	230	275	275	251
最 低 (円)	140	159	169	226	233	203

(3) ハザマの最終事業年度に係る計算書類等

ハザマの最終事業年度に係る計算書類等の内容は、株主総会参考書類第1号議案別冊の
とおりであります。

(4) 当社及びハザマにおける最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務
の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

① 当社

該当事項はありません。

② ハザマ

該当事項はありません。

第2号議案 剰余金の処分の件

当社では、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、業績の変化に対応しつつ、安定的な期末配当を継続することを配当政策の基本としております。また、財務体質の改善を図りながら、競争力強化に向けた研究開発投資等を図るための内部留保の充実にも努めていく方針であります。平成24年3月期末配当につきましては、今後の経営環境等を総合的に勘案した結果、平成23年3月期と同額の1株当たり1円50銭といたしたいと存じます。

また、平成24年5月24日、当社を消滅会社、ハザマを存続会社とし、平成25年4月1日(予定)を合併の効力発生日とする合併契約を締結いたしました。これに伴い、当該合併契約に基づく合併の効力が生じることを停止条件として、当社は平成25年3月期末配当に代えて、合併の効力発生日の前日である平成25年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主様又は登録株式質権者様に対し、1株当たり1円50銭の剰余金の配当を行いたく存じます。

1. 配当(平成24年3月31日を基準日とする)に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその額
当社普通株式1株につき金1.5円 総額 124,059,078円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成24年6月29日

2. 配当(平成25年3月31日を基準日とする)に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその額
当社普通株式1株につき金1.5円 総額 128,232,000円*を上限とする
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成25年6月28日

*1株当たり配当金に平成24年3月31日時点の発行済み株式数85,488,000株(自己株式含む)を乗じた金額です。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役9名全員は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	のむらとしあき 野村俊明 (昭和25年3月4日生)	昭和47年4月 当社入社 平成15年11月 当社大阪支店長 平成16年4月 当社執行役員大阪支店長 平成18年4月 当社常務執行役員営業第二本部長 平成18年6月 当社取締役常務執行役員営業第二本部長 平成20年4月 当社取締役専務執行役員営業第二本部長兼都市開発本部長 平成21年4月 当社取締役専務執行役員営業本部統括兼営業第二本部長兼都市開発本部長 平成22年4月 当社代表取締役執行役員副社長営業本部統括 平成23年4月 当社代表取締役社長・執行役員社長 (現在に至る)	33,000株
2	あおきけん 青木建 (昭和24年6月8日生)	昭和49年4月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員東北支店長 平成17年6月 当社取締役執行役員東北支店長 平成18年4月 当社取締役常務執行役員首都圏事業本部第二建築事業部長兼東北地区担当 平成20年4月 当社取締役専務執行役員首都圏事業本部第二建築事業部長兼東北地区担当 平成21年4月 当社取締役専務執行役員首都圏事業本部長兼第二建築事業部長兼東北地区担当 平成22年4月 当社代表取締役執行役員副社長首都圏事業本部長兼安全担当 平成23年4月 当社代表取締役執行役員副社長事業統括本部長兼首都圏事業本部長兼安全担当 平成24年4月 当社代表取締役執行役員副社長事業統括本部長兼安全担当 (現在に至る)	45,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	おか べ よし のぶ 岡部良信 (昭和23年2月28日生)	昭和46年4月 当社入社 平成15年6月 当社執行役員海外事業部長 平成17年4月 当社執行役員社長室長兼海外事業担当 平成17年6月 当社取締役執行役員社長室長兼海外事業担当 平成18年4月 当社取締役常務執行役員社長室長兼海外事業担当兼関係会社担当 平成20年4月 当社取締役専務執行役員社長室長兼国際本部長兼関係会社担当 平成23年4月 当社取締役執行役員副社長 社長室長兼国際本部担当兼関係会社担当 (現在に至る)	63,000株
4	ぼう あき のり 坊 昭 範 (昭和28年12月9日生)	平成18年3月 株式会社みずほ銀行執行役員銀座支店長 平成19年4月 みずほ信託銀行株式会社常務執行役員 平成19年6月 同行常務取締役兼常務執行役員 平成22年4月 当社入社専務執行役員管理本部担当 平成22年6月 当社取締役専務執行役員管理本部担当 平成24年4月 当社取締役執行役員副社長管理本部担当 (現在に至る)	10,000株
5	いち かわ かず お 市川和男 (昭和22年4月23日生)	昭和45年4月 当社入社 平成15年11月 当社名古屋支店長 平成16年4月 当社執行役員名古屋支店長 平成18年4月 当社常務執行役員首都圏事業本部副本部長兼事業統括室長 平成19年4月 当社常務執行役員首都圏事業本部事業統括室長 平成19年6月 当社取締役常務執行役員首都圏事業本部事業統括室長 平成20年2月 当社取締役常務執行役員東北支店長 平成22年4月 当社取締役専務執行役員都市開発本部長 (現在に至る)	37,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
6	えん どう しげ き 遠藤茂樹 (昭和26年4月6日生)	昭和49年4月 当社入社 平成19年4月 当社執行役員建築本部長兼技術統括部長 平成20年2月 当社執行役員首都圏事業本部事業統括室長 平成20年4月 当社常務執行役員首都圏事業本部事業統括室長 平成21年4月 当社常務執行役員建築本部長 平成21年6月 当社取締役常務執行役員建築本部長 平成23年4月 当社取締役専務執行役員建築本部長兼事業統括本 部副本部長 平成24年4月 当社取締役専務執行役員建築本部長 (現在に至る)	32,000株
7	きく ち ただし 菊池正 (昭和23年8月9日生)	昭和47年4月 当社入社 平成16年4月 当社執行役員営業本部第一本部長 平成17年6月 当社取締役執行役員営業本部第一本部長 平成18年4月 当社取締役常務執行役員営業第一本部長 平成23年4月 当社取締役常務執行役員営業本部長 (現在に至る)	31,000株
8	こ みや まさ のり 小宮正則 (昭和24年1月17日生)	昭和46年4月 当社入社 平成19年4月 当社執行役員管理本部長 平成20年6月 当社取締役執行役員管理本部長 平成21年4月 当社取締役常務執行役員管理本部長 (現在に至る)	28,000株

(注) 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会の終結の時をもって監査役若松茂宏、江尻 隆の両氏は任期満了となります。
つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	わかまつしげひろ 若松茂宏 (昭和27年7月1日生)	昭和54年4月 当社入社 平成18年4月 当社建設本部建築企画部長 平成20年1月 当社監査役室長 平成20年6月 当社監査役 (現在に至る)	31,000株
2	えじりたかし 江尻 隆 (昭和17年5月16日生)	昭和44年4月 弁護士登録 昭和52年11月 榊田江尻法律事務所(現西村あさひ法律事務所) パートナー(現在に至る) 平成12年11月 株式会社U S E N 監査役 平成16年6月 当社監査役(現在に至る) 平成18年6月 カゴメ株式会社監査役(現在に至る) 平成22年5月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社監査役 (現在に至る) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社監査役 (現在に至る) ディップ株式会社監査役(現在に至る)	0株

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 江尻 隆氏は社外監査役候補者であります。また、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に基づき独立役員として届け出ております。
3. 江尻 隆氏につきましては、弁護士として培われた専門的な知識と長年の経験等を、当社監査役体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
なお同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
4. 江尻 隆氏は、社外監査役になること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門性と長年企業法務の実務に携わった経験を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。
5. 平成24年4月、当社は東京都多摩地区における土木工事の入札に関して独占禁止法違反があったとして営業停止処分を受けました。
江尻 隆氏は、事件発生後は法令遵守の見地から提言を行うなど再発防止に努めその職責を果たしております。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区芝浦三丁目12番8号

当社本店（7階会議室）

電話（03）3457-0111（代表）

最寄下車駅 JR田町駅下車

都営地下鉄 { 浅草線 } 三田駅下車
 { 三田線 }

なお、会場には駐車場設備がございませんので
ご了承くださいますようお願い申し上げます。

